

●問い合わせ

ごみの収集について	環境サービス課 ☎ 22-2155
ごみの焼却・処分について	環境施設課 ☎ 32-5391
リサイクル・パイプラインについて	環境施設課 ☎ 32-5391
環境衛生について	環境管理課 ☎ 38-2050
環境保全について	環境管理課 ☎ 38-2051

7月10日(月)の週から

ペットボトルは大切な資源、リサイクルにご協力を!

7月から、ペットボトルを
分別収集します。リサイクルできるペットボトルには、ラベル部分や
ボトルの底にこのマークがついています。

収集しないもの

可燃ごみにして下さい



- [例]
 ●調味料用（ソースなど）
 ●食用油
 ●洗剤、シャンプー、化粧品、
 医薬品などのボトル

- ・第3週の「ビン」の日に収集します。
- ・先ず「ペットボトル」だけを収集し、
- ・次に「ビン」を収集します。
- ・第3週の「ビンの日」以外の日に収集する地域
 高浜町・若葉町は毎火曜日
 陽光町は第3週の木曜日
 浜風町は第3週の月曜日
 緑町は第3週の水曜日

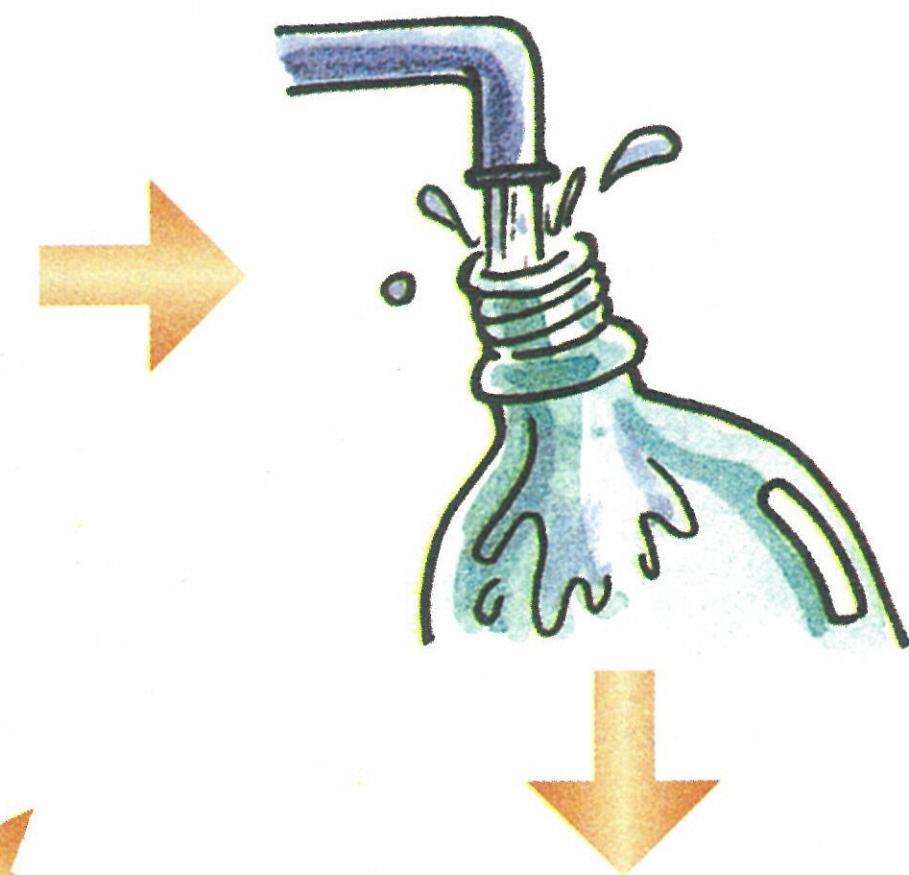
ペットボトルの出しかた

① キャップをとる、ラベルもとる

キャップとラベルは
 「可燃ごみ」へ
 アルミのキャップは
 「その他不燃ごみ」
 へ出す



② 中を水で洗う

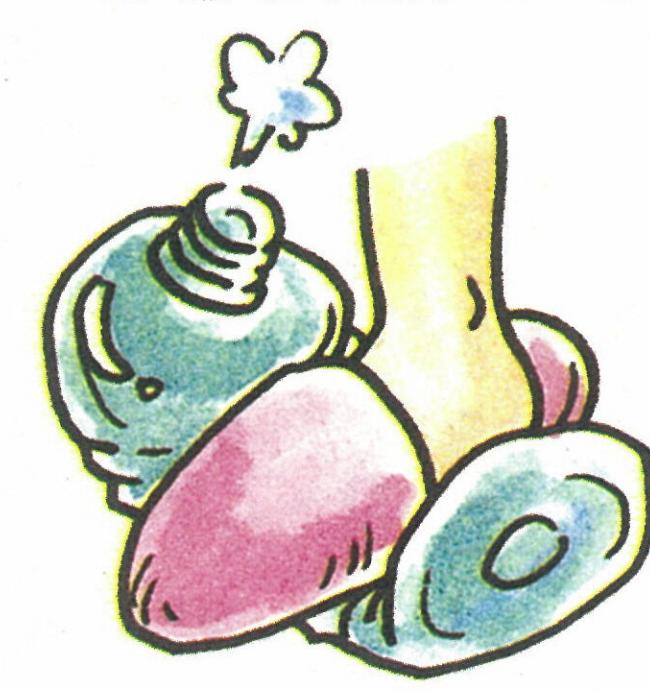
④ 「ビンとペットボトル」の日に
分けて出す

PET
の表示のある
ペットボ

トルだけを透明又は半透明
の袋に入れて出す。



ビン

③ 足などで
できるだけつぶす

つぶすとラベルは
とれやすくなります

ビンとペットボトルとは
分けて置いてください

収集方法:「ペットボトル」と「ビン」は別々に収集しますので、混ぜないでください。

リサイクルできるPETボトルの種類です

飲料類	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本茶、麦茶、その他
酒類	焼酎、本みりん、洋酒、清酒、その他
しょうゆ	しょうゆ

*しょうゆ以外の調味料(たれ・ソースなど)、食用油、非食品(洗剤、シャンプー、化粧品、トイレタリー、医薬品)などは対象外です。

●問い合わせ●

〒659-0032

芦屋市浜風町31-1 芦屋市生活環境部

環境施設課 ☎ 32-5391 (リサイクル)

環境サービス課 ☎ 22-2155 (収集)

一般家庭の日常生活から出るごみを次の分類によって収集しています

可燃ごみ

- 生ごみ類：料理くず・残飯・茶葉・果物の皮など。生ごみ類はよく水を切って出しましょう。
- 紙くず類：袋・葉子箱・包装紙・紙コップ・ちり紙など。
- 布類：服・羽織など。再利用できるものは分別して、集団回収へ。
- プラスチック類：洗剤容器・ビニール製品・洗濯ばさみ・カセットテープ・卵のパック・トレー・「ペット1」以外のプラスチックボトル類など。



- その他：蛍光灯・体温計・カミソリの刃・包丁・はさみなど危険の無いよう包んで出してください。
- 第一週・第五週に収集します。

第二週・第四週に収集します。

- その他：布団・カーペット・自転車・三輪車・石油缶・灯油缶(十八㍑以上)など。

第三週に収集します。

- その他：机・椅子・タンス・ベッド・鏡台など。

第四週に一回収集します。

- 大型ごみ：大型ごみの目録は、十八ヶ月リターンで回収しますので、その投入口に入る大きさです。

第五週に収集します。

- その他：電球・ガラス・鏡・コップ(グラス)など。

削れたガラスなどは危険の無いよう包んで、それとわかるようにして出してください。

- 鉄類：なべ・フライパン・やかん・スプレー缶・携帯用ガスコンロのボンベ(穴を開けてガスを抜いてください)。

- ビン類：ジュース缶・ビール缶・缶詰・食用油の缶・のりの缶など。

- ビンのふたを取り、中を洗って出してください。

- 第二週・第四週に収集します。

- 第三週に収集します。

- 第四週に一回収集します。

- その他：ホーロー・アルミニウム缶類：菓子の缶・ジュース缶・ビール缶・缶詰・食用油の缶・のりの缶など。

第一週・第五週に収集します。

- ビンとペットボトル

- ビン類：ジュース缶・ビール缶・缶詰・食用油の缶・のりの缶など。

第一週・第五週に収集します。

- ビンのふたを取り、中を洗って出してください。

第三週に収集します。

- ビンとペットボトル

- ビン類：ジュース缶・ビール缶・缶詰・食用油の缶・のりの缶など。

第一週・第五週に収集します。



狂犬病予防法が設けられました昭和二五年から犬に関する事務は、兵庫県（保健所等）が担当していますが、本年度から「犬の登録に関する事務」と「狂犬病予防注射に関する事務」は市が行うこととなりました。

犬の登録事務と狂犬病予防注射に関する事務は、芦屋市が行うことになりました。

ご存知ですか？狂犬病予防法の一部が改正されました。

狂犬病について

狂犬病は現在の日本では発生していないため、海外の多くの地域では今なお多数発生しています。日本人は、狂犬病に対する警戒心がないため、海外で狂犬病の危険がある動物に咬まれる危険が大きいと言われています。

狂犬病は、予防できますが、決して治癒させられない病気ですので、咬まれる前の免疫や、咬まれた後の発病予防が重要になります。

犬の所有者は、犬を取得した日（生後九〇日以内の犬を取得した場合は、生後九〇日を経過した日）から三〇日以内に芦屋市に登録の申請をしなければなりません。申請を受けた市は、「犬の鑑札」を交付（手数料三、〇〇〇円）することになります。

また、この登録は一度行いますと、その犬が死亡するまでの間有効（犬や所有者の住所等が変わった場合は、変更届が必要です。手数料はいりません）となります。必ずその犬に着けておいてください。

◆生後九〇日を越えたら登録を！

犬の所有者は、犬を取得した日（生後九〇日以内の犬を取得した場合は、生後九〇日を経過した日）から三〇日以内に芦屋市に登録の申請をしなければなりません。申請を受けた市は、「犬の鑑札」を交付（手数料三、〇〇〇円）することになります。

また、この登録は一度行いますと、その犬が死亡するまでの間有効（犬や所有者の住所等が変わった場合は、変更届が必要です。手数料はいりません）となります。必ずその犬に着けておいてください。

犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年一回受けさせなければなりません。予防注射を受けるには、集合注射（市と市内の獣医師が協力して、市内公園等の大会場で四月に行いました）と市内の動物病院で随时行っています個別注射の一通り（注射にかかる費用は、いずれの場合でも三、二〇〇円となっています）。

予防注射を受けるには、集合注射（市と市内の獣医師が協力して、市内公園等の大会場で四月に行いました）と市内の動物病院で随时行っています個別注射の一通り（注射にかかる費用は、いずれの場合でも三、二〇〇円となっています）。

ですので、必ず受けさせてください。予防注射を行なった犬には「狂犬病予防注射済み」を記入して、市または動物病院から交付されますので、犬の鑑札と一緒にその犬に着けておいてください。

飼い主としてのマナーを守りましょう！

犬や猫に関する苦情や要望が、県や市に数多く寄せられています。ペットのしつけと、ふんの始末は、飼い主としての当然の義務です。

ペットを飼っている方は、一度、周囲に迷惑をかけてください。

いか点検し、マナーを守った飼い方を心がけましょう。
犬が大好きな人もたくさんいますが、犬が苦手な人もたくさんいます。散歩の時は、必ずリードをしてください。

◆散歩の時は必ずリードを！

ペットのふんを放置することは、マナー違反だけではありません。ハエやうじ虫など、衛生害虫の発生源の一つにもなっています。

ペットのふんは、トイレットペーパーなど水に溶け紙に包み、ご家庭のトイレに流してください。

◆ペットのふんは必ず持ち帰りましょう！

ペットのふんを放置することは、マナー違反だけではありません。ハエやうじ虫など、衛生害虫の発生源の一つにもなっています。

ペットのふんは、トイレットペーパーなど水に溶け紙に包み、ご家庭のトイレに流してください。

◆死獣の引き取り

● 手続き

開庁日 午後二時三〇分までに市環境管理課

(38-2050)へご連絡ください。

閉庁日 市役所(31-2121)へご連絡ください。

※持ちこまれる場合は、開庁日の午前九時から午後五時(一二時から一二時四五分を除く)に環境管理課までお越しください。

犬・猫の引き取り制度

兵庫県動物の保護及び管理に関する条例では、動物がみだりに繁殖して飼主としての責任が果たせない恐れがあるときは、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。

また、生まれた子犬や子猫を、飼えないからといって、動物への虐待として罰せられることがあります。

そのため、県や市では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなつた動物は、絶対に捨てずに、この制度を利用してください。

日本から狂犬病が消えて四〇年以上が経過しているため、一般の人々だけでなく多くの医療関係者までもが「狂犬病は過去の病気」と思い込んでいるようです。しかし、アジア、アフリカ、北米、中南米、ヨーロッパなど、世界の大部分の地域では今なお狂犬病が発生しています。

日本では、一九二四年には狂犬病の発生数が三、〇〇〇件を超え、人の狂犬病も一〇〇例以上となりましたが、ワクチン接種など国民が狂犬病撲滅に協力的であったことによつて、狂犬病を根絶することができます。

■犬の引き取り

日本から狂犬病が消えて四〇年以上が経過しているため、一般の人々だけでなく多くの医療関係者までもが「狂犬病は過去の病気」と思い込んでいるようです。

そのため、県や市では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなつた動物は、絶対に捨てずに、この制度を利用してください。

●日時 每週月・金曜日 午前一〇時～一一時(祝日を除く)

●場所 兵庫県動物愛護センター(案内図参照)

●費用 生後九一日以上の犬は、一匹につき一、七〇〇円。

今年度の集合注射会場で「うちの犬は絶対咬まないのになぜ予防注射を受けなければならないのか？」といふお叱りを二～三人の方から受けましたが、このように、狂犬病の発病予防はできますが、発病すると治療させることができます。

犬の所有者は、必ず予防注射を受けさせてください。

●持参するもの ①犬の鑑札 ②最新年度の注射済票

ただし、生後九〇日以下の犬は不要です。

●猫の引き取り ただし、平成一三年一月一七日(水)は一月二十四日(水)に変更します。

●日時 每月第三水曜日 午前九時三〇分～一〇時

ただし、平成一三年一月一七日(水)は一月二十四日(水)に変更します。

●費用 場所 市役所南館玄関横

生後九一日以上の猫は、一匹につき一、七〇〇円。



阪神神戸線武庫之荘駅北口から尼崎市バス「宮の北団地行き」乗車、「西昆陽バス停」下車、徒歩5分

尼崎市西昆陽4丁目1-1

06-6432-4599

生後九〇日以下の猫は、一匹まで一、七〇〇円。
※飼主のいない拾得猫は無料です。

※県動物愛護センターに直接持ち込む場合は、毎週水曜日午前一〇時～一時